

総務財政委員会 案件一覧

(令和 8 年 5 月 26 日開催分)

○付託議案審査 16 件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
経営部 企画	1	第 44 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 1 次)	1	高野 財政課長
総務部	2	第 45 号議案 大田区立馬込第三小学校及び仮称大 田区室生 ^{さい} 星資料館改築その他工事請負契約につ いて	1	武藤 経理管財課長
		第 46 号議案 大田区立安方中学校校舎改築その他 工事 (Ⅱ期) 請負契約について	2	
		第 47 号議案 大田区立南六郷くすのき園大規模改 修工事 (長寿命化) 請負契約について	3	
		第 48 号議案 大田区立仲六郷小学校外壁改修その 他工事 (Ⅱ期) 請負契約について	4	
		第 49 号議案 大田区立池上第二小学校外壁改修そ の他工事 (Ⅱ期) 請負契約について	5	
		第 50 号議案 大田区役所本庁舎空調設備改修その 他工事請負契約について	6	
		第 51 号議案 仮称羽田空港公園整備工事請負契約 について	7	
		第 52 号議案 大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊 しその他工事請負契約について	8	
		第 53 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎 (棟 番号①ー 1 ほか) 取壊し工事請負契約について	9	
		第 54 号議案 大田区役所本庁舎中央エレベーター リニューアル工事請負契約について	10	
	3	第 55 号議案 大田区立赤松小学校及び仮称大田区 北千束二丁目複合施設改築その他工事 (Ⅱ期) 請 負契約の変更について	11	
		第 56 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築 その他機械設備工事 (Ⅰ期) 請負契約の変更につ いて	12	
		第 57 号議案 大田区立東調布中学校校舎 (棟番号 ①ー 1、2 ほか) 取壊し工事請負契約の変更につ いて	13	
区民部	4	報告第 15 号 条例改正の専決処分の承認について	1	東穂 課税課長
		報告第 16 号 条例改正の専決処分の承認について	2	

総務財政委員会
令和8年5月26日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和8年度補正予算案の概要

一 般 会 計 （第1次）

令和8年5月

大田区企画経営部財政課

目 次

1	基本的な考え方	1
2	補正予算の規模	1
3	補正予算の財源	1
4	補正予算歳出事業概要	2
5	歳入・歳出（款別）一覧	3
6	歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	5
7	債務負担行為補正	6
8	積立基金の状況	7

1 基本的な考え方

令和8年度一般会計第1次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 現下の行政課題に速やかに対応するための予算
- 国や東京都の動向等に速やかに対応するための予算
- 当初予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、25億8,896万3千円 となり、補正後の予算額は、3,711億1,281万円 となりました。

(単位：千円)

会計区分	当初予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	368,523,847	2,588,963	371,112,810

3 補正予算の財源

補正予算額 25億8,896万3千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **国庫支出金**について、生活保護措置費、生活困窮者自立支援事業費 15億5,184万8千円 を計上しました。
- ② **都支出金**について、民生（児童）委員経費、低所得世帯エアコン設置緊急支援事業等 3億1,467万2千円 を計上しました。
- ③ **繰入金**について、財政基金繰入金、産業のまち未来基金繰入金 7億1,744万3千円 を計上しました。
- ④ **諸収入**について、感染症予防費受託収入 500万円 を計上しました。

(単位：千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	2,588,963	709,443	1,866,520	13,000	1,879,520

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名		主な内容	補正額
2 総務費			22,816
1	災害時における要支援者対策の推進	感震ブレーカー設置支援事業の増	2,295
2	備蓄物品の維持管理	避難所環境整備事業	20,521
3 福祉費			2,352,714
1	低所得世帯エアコン購入費助成事業	低所得世帯へのエアコン購入費等助成事業	98,213
2	民生委員・児童委員経費	民生委員・児童委員活動費の増	120,000
3	介護事業者支援事務費	ケアプランデータ連携システム活用促進事業	29,926
4	高齢者スマートフォン活用支援事業	高齢者スマートフォン活用支援事業	42,566
5	最高裁判決を踏まえた支援給付費追加給付事業	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う中国残留邦人等支援給付費追加給付事業	7,253
6	最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事業	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う生活保護費等追加給付事業	2,016,756
7	被保護世帯エアコン購入費助成事業	被保護世帯へのエアコン購入費等助成事業	38,000
4 衛生費			205,433
1	予防接種	R S ウイルス感染症定期予防接種事業	205,433
5 産業経済費			8,000
1	公衆浴場施設改善助成	健康増進型浴場改築等助成事業	8,000

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 特別区税	91,612,247		91,612,247
2 地方譲与税	1,943,001		1,943,001
3 利子割交付金	1,635,000		1,635,000
4 配当割交付金	2,663,000		2,663,000
5 株式等譲渡所得割交付金	4,315,000		4,315,000
6 地方消費税交付金	22,824,000		22,824,000
7 自動車取得税交付金	1		1
8 環境性能割交付金	1		1
9 地方特例交付金	851,000		851,000
10 特別区交付金	89,687,000		89,687,000
11 交通安全対策特別交付金	61,000		61,000
12 分担金及び負担金	873,850		873,850
13 使用料及び手数料	8,632,170		8,632,170
14 国庫支出金	65,405,006	1,551,848	66,956,854
15 都支出金	34,053,835	314,672	34,368,507
16 財産収入	2,705,234		2,705,234
17 寄附金	533,495		533,495
18 繰入金	17,337,407	717,443	18,054,850
19 繰越金	2,000,000		2,000,000
20 諸収入	8,391,600	5,000	8,396,600
21 特別区債	13,000,000		13,000,000
合 計	368,523,847	2,588,963	371,112,810

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 議会費	1,159,881		1,159,881
2 総務費	51,337,959	22,816	51,360,775
3 福祉費	181,314,211	2,352,714	183,666,925
4 衛生費	11,520,679	205,433	11,726,112
5 産業経済費	8,746,868	8,000	8,754,868
6 土木費	25,182,536		25,182,536
7 都市整備費	10,903,709		10,903,709
8 環境清掃費	14,353,588		14,353,588
9 教育費	60,694,438		60,694,438
10 公債費	1,840,882		1,840,882
11 諸支出金	969,096		969,096
12 予備費	500,000		500,000
合 計	368,523,847	2,588,963	371,112,810

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1 次補正額	1 次補正後 予算額
一般財源	227,379,512	709,443	228,088,955
特別区税	91,612,247		91,612,247
地方譲与税	1,943,001		1,943,001
特別区交付金	89,687,000		89,687,000
その他	44,137,264	709,443	44,846,707
特定財源	141,144,335	1,879,520	143,023,855
使用料及び手数料	8,632,170		8,632,170
国庫支出金	65,405,006	1,551,848	66,956,854
都支出金	34,053,835	314,672	34,368,507
特別区債	13,000,000		13,000,000
その他	20,053,324	13,000	20,066,324
合 計	368,523,847	2,588,963	371,112,810

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1 次補正額	1 次補正後 予算額
義務的経費	162,275,286	1,956,121	164,231,407
人件費	49,229,459		49,229,459
扶助費	111,209,329	1,956,121	113,165,450
公債費	1,836,498		1,836,498
投資的経費	57,421,625	8,000	57,429,625
建設費等 （建設費補助等含む）	56,688,023	8,000	56,696,023
公有財産購入費	733,602		733,602
その他	148,826,936	624,842	149,451,778
合 計	368,523,847	2,588,963	371,112,810

7 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
大田区産業プラザエレベーター改修工事	令和9年度	48,000	1. 事業目的 大田区産業プラザエレベーター改修工事 2. 事業内容 経費 80,000 { 本年度予算計上額 32,000 来年度債務負担額 48,000

8 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度末 現在高見込 (8年3月31日現在)	令和 8 年度				
		当初予算		今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩	積立	取崩	
財政基金	41,055,467	276,582	7,351,517		709,443	33,271,089
減債基金	688,071	692,513				1,380,584
特定目的基金	81,370,673	2,108,069	9,591,295		8,000	73,879,447
公共施設整備資金 積立基金	45,297,542	317,979	8,500,000			37,115,521
羽田空港対策積立基金	2,754,635	513,579	666,000			2,602,214
文化振興基金	470	4				474
自転車等駐車場整備資金 積立基金	147,287	9,620				156,907
地域力応援基金	88,126	730	19,590			69,266
福祉事業積立基金	265,244	2,201				267,445
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	11,790,833	1,097,640	122,000			12,766,473
勝海舟基金	14,043	114	4,497			9,660
防災対策基金	15,235,456	117,907	191,104			15,162,259
子ども生活応援基金	160,464	1,319	6,674			155,109
大学等進学応援基金	222,238	1,816	7,500			216,554
産業のまち未来基金	5,390,050	45,124	73,930		8,000	5,353,244
みどり基金	4,287	36				4,323
計	123,114,212	3,077,164	16,942,812		717,443	108,531,121
介護給付費準備基金	5,300,181	38,400	787,797			4,550,784
合 計	128,414,393	3,115,564	17,730,609		717,443	113,081,905

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

第44号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第1次）の編成替えを求める動議

第44号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第1次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和8年5月26日

総務財政委員長 高 瀬 三 徳 様

提 出 者
清 水 菊 美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を100,000千円増額する。

歳出

5款 産業経済費

省エネ・業務改善・賃上げ緊急経済対策助成を実施するため、1項産業経済費を100,000千円増額する。

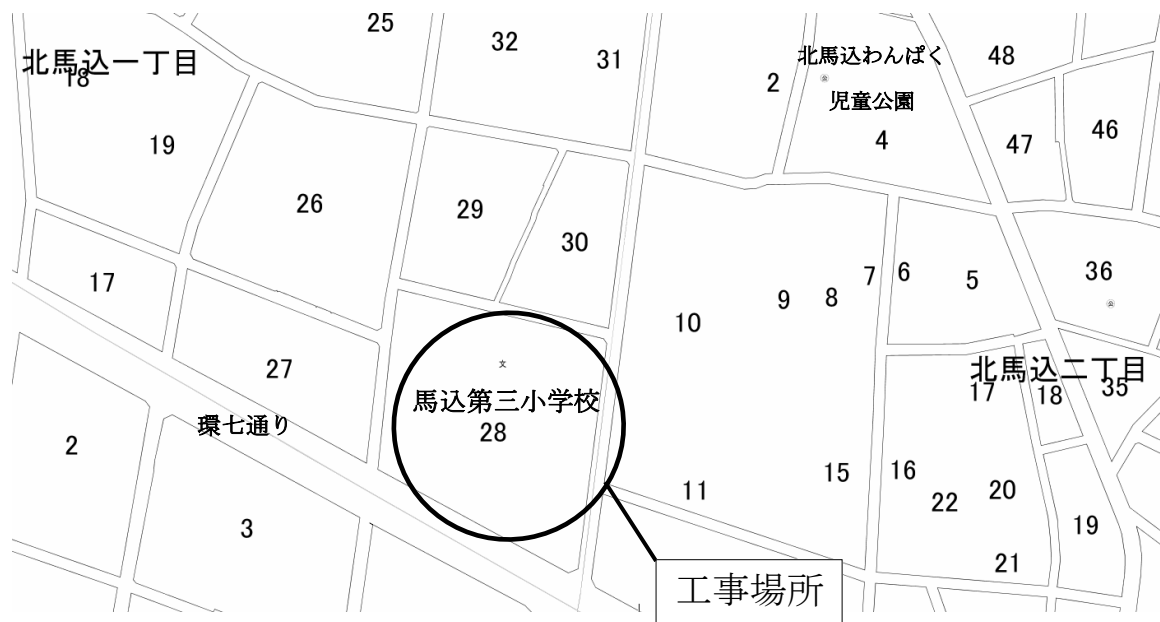
総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 1 番
所管 経理管財課

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他工事 請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他工事
- (2) 工事場所 大田区北馬込一丁目 28 番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 12 年 6 月 28 日まで
- (4) 工事内容
- ア 校舎改築工事
 - イ 既存地下給食室取壊し工事
 - ウ アに伴う外構工事

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第45号議案

入 札 年 月 日		件 名	大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館 改築その他工事		
令和8年4月3日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）		
1	青木あすなろ・湯建・蔵王 建設工事共同企業体	¥8,980,000,000	レ ¥8,880,000,000		
2					
3					
4					
5					
6					
7					

契約の相手方	名 称	青木あすなろ・湯建・蔵王建設工事共同企業体	
	所在地	港区芝四丁目8番2号	
契約金額（税 込）	¥9,768,000,000（落札率99.77%）		
	（税 抜）	¥8,880,000,000	
予定価格（税 込）	¥9,790,517,000		
	（税 抜）	¥8,900,470,000	
工 期	契約有効の日から令和12年6月28日まで		

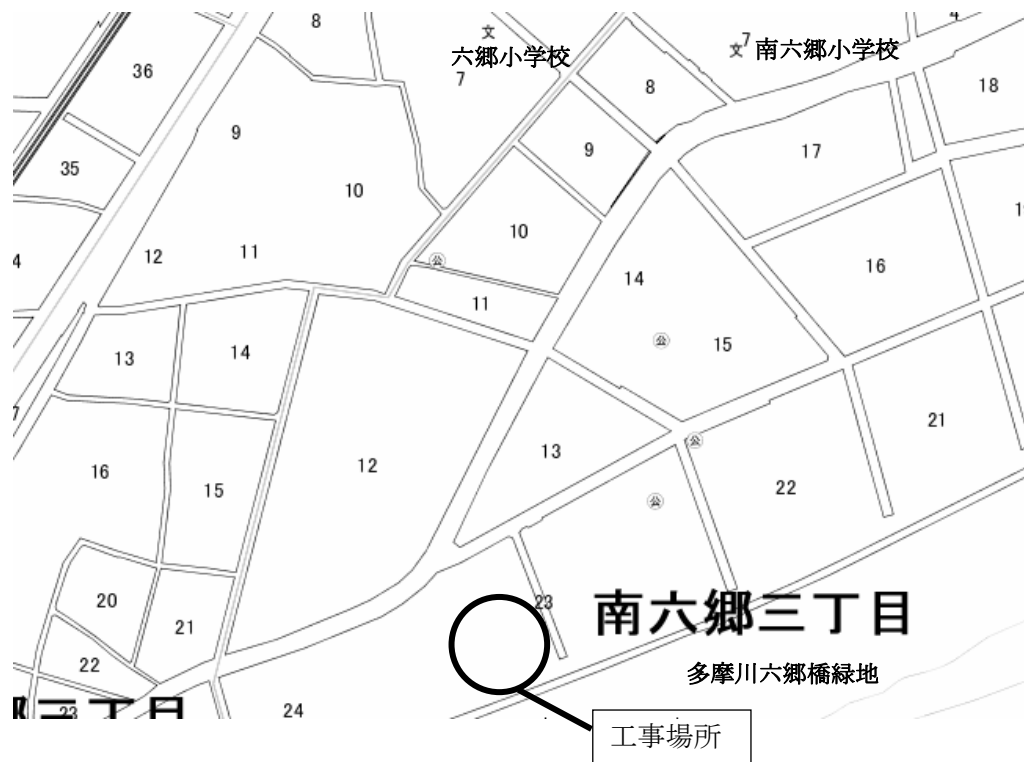
総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 3 番
所管 経理管財課

大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）
- (2) 工事場所 大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 9 年 5 月 31 日まで
- (4) 工事内容
- ア 外壁改修工事 一式
 - イ 屋根改修工事 一式
 - ウ 内部改修工事 一式
 - エ 外構改修工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第47号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）		
令和8年4月2日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	株式会社鐺谷工務店	¥693,000,000	¥673,000,000		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
契約の相手方 名 称 株式会社鐺谷工務店 所在地 大田区中央二丁目17番1号 契約金額（税 込） ¥737,000,000 （不落随契） （税 抜） ¥670,000,000 予定価格（税 込） ¥737,517,000 （税 抜） ¥670,470,000 工 期 契約有効の日から令和9年5月31日まで					

総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 4 番
所管 経理管財課

大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区仲六郷一丁目 26 番 1 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 9 年 2 月 12 日まで
- (4) 工事内容
- ア 外壁改修工事 一式
 - イ その他建築工事 一式
 - ウ アに伴う電気設備及び機械設備工事 一式

2 案内図



入 札 経 過 調 書

第48号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）		
令和8年4月3日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	株式会社河津建設	¥225,000,000	辞退		
2	醍醐建設株式会社	辞退			
3	幸建設株式会社	¥210,000,000	¥200,000,000		
4					
5					
6					
7					
8					
契約の相手方 名 称 幸建設株式会社 所在地 大田区新蒲田一丁目6番2号 契約金額（税 込） ¥210,650,000 （不落随契） 					

総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 5 番
所管 経理管財課

大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区中央八丁目 9 番 1 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- (4) 工事内容
- ア 外壁改修工事 一式
 - イ その他建築工事 一式
 - ウ アに伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第49号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）		
令和8年4月3日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	北信土建株式会社 東京支店	¥201,600,000			
2	株式会社湯建工務店	¥202,800,000			
3	横山建設株式会社	レ ¥182,900,000			
4	リノ・ハピア株式会社	¥199,000,000			
5					
6					
7					
8					
契約の相手方 名 称 横山建設株式会社 所在地 大田区東矢口一丁目6番18号 契約金額（税 込） ¥201,190,000 （落札率97.58%） （税 抜） ¥182,900,000 予定価格（税 込） ¥206,173,000 （税 抜） ¥187,430,000 工 期 契約有効の日から令和9年3月15日まで					

大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事
- (2)契約金額 ￥215,600,000ー 随意契約
- (3)契約の相手方 大田区大森北二丁目3番15号
大田空調衛生協同組合
代表理事 小國 博明
- (4)工事場所 大田区蒲田五丁目13番14号
- (5)工 期 契約有効の日から令和9年3月15日まで
- (6)工事内容 空調設備改修その他工事 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 7 番
所管 経理管財課

仮称羽田空港公園整備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 (仮称) 羽田空港公園整備工事
- (2) 契約金額 ￥1,320,000,000－ 随意契約
- (3) 契約の相手方 港区元赤坂一丁目 5 番 8 号
株式会社かたばみ
代表取締役 高野 博信
- (4) 工事場所 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内
- (5) 工 期 契約有効の日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (6) 工事内容 (仮称) 羽田空港公園整備工事
構造物撤去工
公園施設等撤去・移設工
敷地造成工
植栽基盤工
植栽工
給水設備工
雨水排水設備工
汚水排水設備工
電気設備工
通信設備工
ガス設備工
園路広場整備工
修景施設整備工
遊具施設整備工
スポーツ施設整備工
サービス施設整備工
管理施設整備工
建設施設組立設置工

2 案内図

別紙のとおり



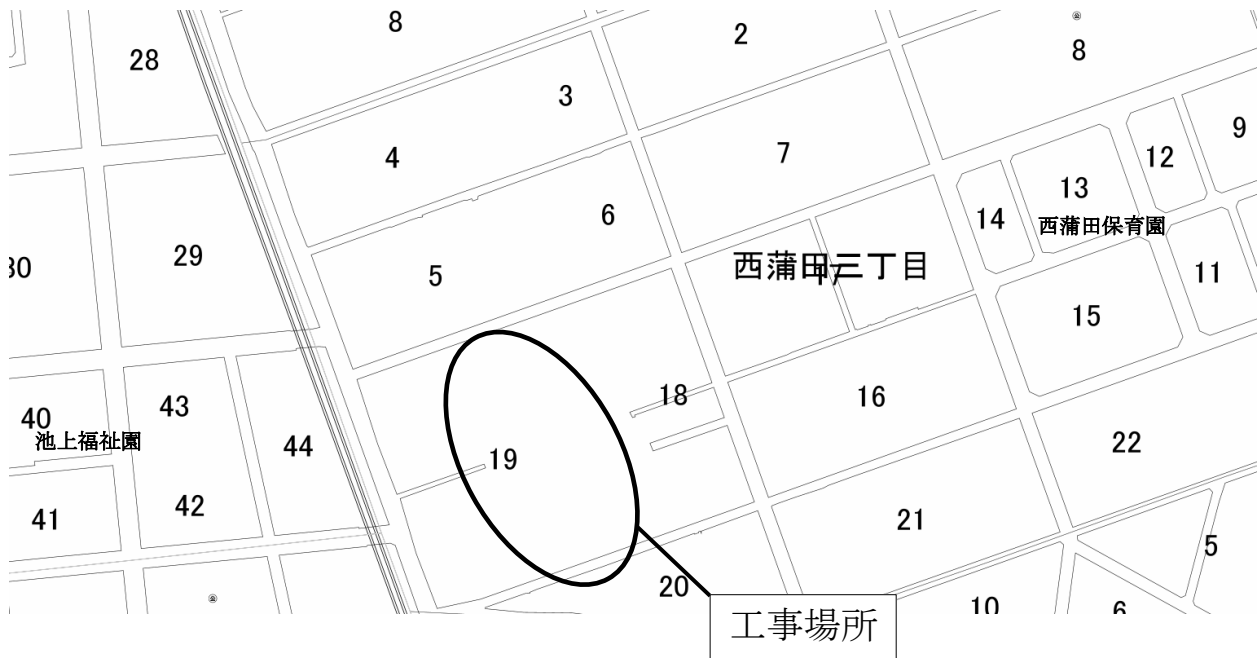
総務財政委員会
令和8年5月26日
総務部 資料8番
所管 経理管財課

大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊しその他工事
- (2)工事場所 大田区西蒲田三丁目 19 番 1 号
- (3)工 期 契約有効の日から令和9年12月24日まで
- (4)工事内容
- ア 取壊し工事 一式
 - イ 外構撤去工事 一式
 - ウ ア、イに伴う電気設備及び機械設備工事 一式
 - エ インフラ引込み工事 一式
 - オ 体育館棟スロープ新設工事 一式

2 案内図



入 札 経 過 調 書

第52号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊しその他工事		
令和8年4月3日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	門倉・カイトイ 建設工事共同企業体	¥450,000,000	¥420,000,000		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
契約の相手方 名 称 門倉・カイトイ建設工事共同企業体 所在地 大田区東矢口二丁目17番19号 契約金額（税 込） ¥442,530,000 （不落随契） （税 抜） ¥402,300,000 予定価格（税 込） ¥442,981,000 （税 抜） ¥402,710,000 工 期 契約有効の日から令和9年12月24日まで					

総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 9 番
所管 経理管財課

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－１ほか）取壊し工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－１ほか）取壊し工事
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目 15 番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (4) 工事内容
- ア 取壊し工事 一式
 - イ 外構撤去工事 一式
 - ウ アに伴う設備機器移設工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第53号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－１ほか） 取壊し工事		
令和８年４月３日					
入 札 参 加 者		第 １ 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 ２ 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	第一・酒井 建設工事共同企業体	¥260,000,000	¥240,000,000		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方	名 称	第一・酒井建設工事共同企業体
	所在地	大田区北馬込二丁目32番４号
契約金額（税 込）	¥ 2 5 9 , 0 5 0 , 0 0 0	（不落随契）
（税 抜）	¥ 2 3 5 , 5 0 0 , 0 0 0	
予定価格（税 込）	¥ 2 5 9 , 3 0 3 , 0 0 0	
（税 抜）	¥ 2 3 5 , 7 3 0 , 0 0 0	
工 期	契約有効の日から令和９年２月26日まで	

総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 10 番
所管 経理管財課

大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事
- (2) 契約金額 ￥1,005,400,000－ 随意契約
- (3) 契約の相手方 品川区大井一丁目 28 番 1 号
東芝エレベータ株式会社 東京支社
支社長 塩路 孝也
- (4) 工事場所 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
- (5) 工 期 契約有効の日から令和 11 年 3 月 15 日まで
- (6) 工事内容 中央エレベーターリニューアル工事 一式

2 案内図



総務財政委員会
令和 8 年 5 月 26 日
総務部 資料 11 番
所管 経理管財課

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他 工事（Ⅱ期）請負契約の変更について

1 工事概要

- （１）工事件名 大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設
改築その他工事（Ⅱ期）
- （２）工事場所 大田区北千束二丁目 35 番
- （３）工 期 令和 5 年 12 月 8 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
- （４）契約の相手方 東急・河津建設工事共同企業体
- （５）変更概要

	変更する項目	変更内容
1	インフレスライドの適用	賃金水準等の変動により契約金額が不適当となったため、「工事請負契約書第 25 条第 6 項」の規定に基づき金額変更をする。
2	大田区立学校改築標準設計仕様書の改正	最新厨房機器の導入、運用方法の変化等により円滑な給食室運営を行うため、設計当初見込んでいた給食室の仕様の変更、食洗器専用給湯器及びドアホン・インターホン電気設備等の変更を行う。
3	エアコンの仕様	当初予定していた冷媒仕様について、フロン排出抑制法による規制開始に伴い、現場着手前に各メーカーが生産を終了したため、現行の冷媒仕様に変更する。

- （６）変更する事項 契約金額 当 初 金 額 1,815,167,200 円
- 第 1 回変更後金額 1,822,447,000 円
- 第 2 回変更後金額 1,846,042,000 円
- 今回変更後金額 1,964,732,000 円
- 差 引 金 額 118,690,000 円

2 案内図

別紙のとおり



大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目15番
- (3) 工 期 令和6年9月26日から令和8年8月14日まで
- (4) 契約の相手方 株式会社勝工業所
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容
1	インフレスライドの適用	賃金水準等の変動により契約金額が不適当となったため、「工事請負契約書第25条第6項」の規定に基づき金額変更をする。
2	エアコンの仕様	当初予定していた冷媒仕様について、フロン排出抑制法による規制開始に伴い、現場着手前に各メーカーが生産を終了したため、現行の冷媒仕様に変更する。
3	工期	本工事の現場内において、建築工事の作業員が病死する事案が発生した。警察および労働基準監督署による現場検証への対応により一時的に工事を中断する必要性が生じたためその影響により必要となる期間について工期を延長する。

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 583,000,000円
今回変更後金額 623,172,000円
差引金額 40,172,000円
工 期 当初工期 令和8年7月31日
今回変更後工期 令和8年8月14日

2 案内図



大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－１、２ほか）取壊し工事請負契約の変更について

1 工事概要

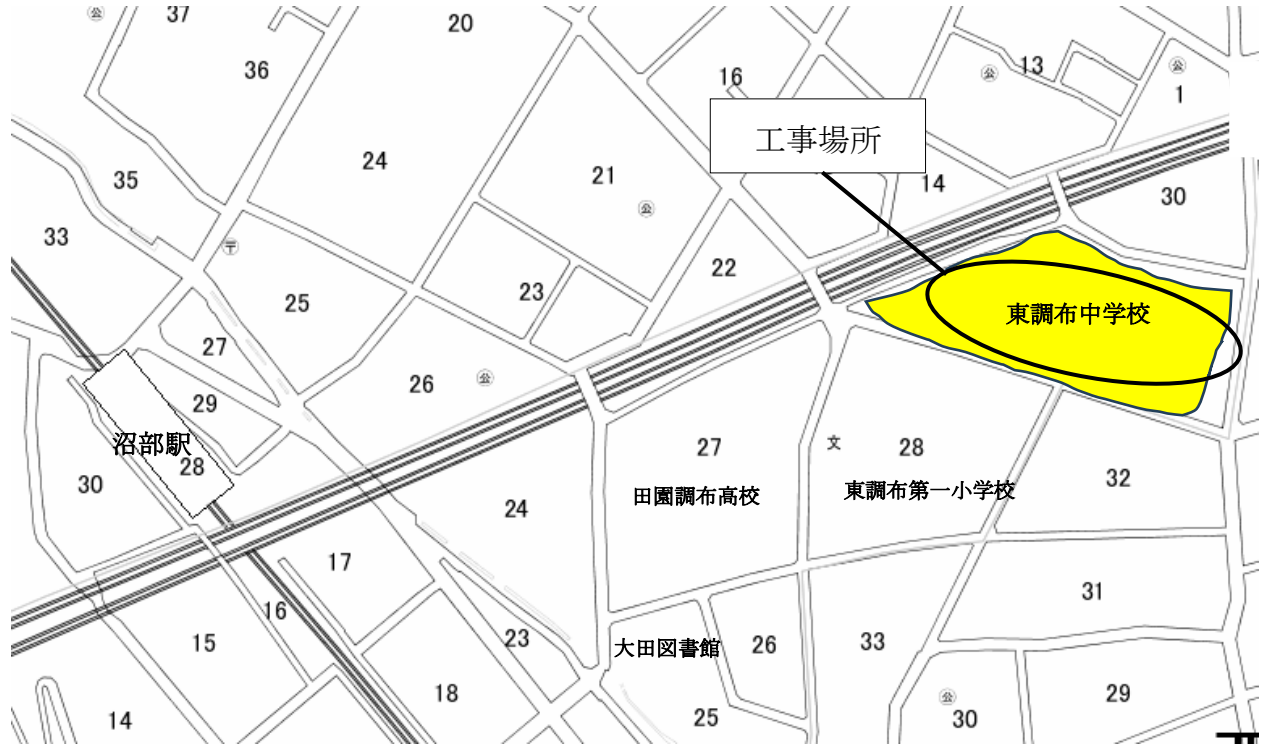
- (1) 工事件名 大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－１、２ほか）取壊し工事
- (2) 工事場所 大田区田園調布南 29 番 15 号
- (3) 工 期 令和7年3月5日から令和8年7月31日まで
- (4) 契約の相手方 金沢商店株式会社
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容
1	地中障害物の撤去	基礎解体を行っていたところ、地中から解体する建物以外の杭が発見されたため、撤去する。

- (6) 変更する事項

契約金額	当 初 金 額	327,910,000 円
	第1回変更後金額	361,328,000 円
	第2回変更後金額	361,955,000 円
	今回変更後金額	384,813,000 円
	差 引 金 額	22,858,000 円

2 案内図



総務財政委員会 令和 8 年 5 月 26 日
区民部 資料 1 ・ 2 番
所管 課税課

条例改正の専決処分の承認について

地方税法等の一部改正に伴い、大田区特別区税条例等（以下、「条例」という。）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、以下のとおり専決処分を行った。

1 改正した条例

（１）大田区特別区税条例

（２）アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

2 改正概要

（１）軽自動車税環境性能割を令和 8 年 3 月 31 日で廃止し、現行の種別割を軽自動車税とする。

（２）条例が引用する地方税法の条文が住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正によりずれることへ対応する。

（３）その他規定を整備する。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 公布日

令和 8 年 3 月 31 日

5 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

6 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布、令和 8 年 4 月 1 日に施行され、軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日で廃止されたこと等に伴い、緊急に条例の整備を講ずる必要があったため（処分日：令和 8 年 3 月 31 日）。

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
第１条から第36条の14まで （略） （軽自動車税の納税義務者等） 第37条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に</u> <u> 課する。</u> <u>(削除)</u> <u>２ 軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> （軽自動車税のみなす課税） 第37条の２ 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主を</u> <u> 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> ２ 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u> 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>(削除)</u>	第１条から第36条の14まで （略） （軽自動車税の納税義務者等） 第37条 軽自動車税は、<u>３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u> <u>２ 前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>３ 軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、その使用者に</u> <u> 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> （軽自動車税のみなす課税） 第37条の２ 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> ２ 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>３ 法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車につい</u>

新	旧
<u>(削除)</u> 第37条の3 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>て、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 第37条の3 (略) <u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第37条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、そ</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(軽自動車税の課税免除)</u> 第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 (1)及び(2) (略) (3) 原動機付自転車<u>及び</u>小型特殊自動車を製造<u>又は</u>販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの <u>(軽自動車税の税率)</u> 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とす	<u>の申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割の課税免除)</u> 第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。 (1)及び(2) (略) (3) 原動機付自転車<u>および</u>小型特殊自動車を製造<u>または</u>販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの <u>(種別割の税率)</u> 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とす

新	旧
る。 (1)から(3)まで (略) 原動機付自転車 (<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第40条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (督促) 第41条 <u>軽自動車税</u>の納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後35日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第42条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第43条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	る。 (1) から(3)まで (略) 原動機付自転車 (<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第40条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (督促) 第41条 <u>種別割</u>の納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後35日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第42条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第43条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

新	旧
3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第44条 (略) 2及び3 (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第45条 (略) 2 法第445条又は<u>第37条第2項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は<u>第37条第2項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3 第38条第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車<u>又は</u>小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。 4 (略)	3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第44条 (略) 2及び3 (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第45条 (略) 2 法第445条又は<u>第37条第3項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>種別割</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は<u>第37条第3項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3 第38条第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。 4 (略)

新	旧
5 区長は、第1項 <u>又は</u> 第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。 6 (略) 7 第1項、第2項 <u>又は</u> 第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項 <u>又は</u> 第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車 <u>又は</u> 小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。 8 (略) 9 第2項 <u>又は</u> 第5項の標識 <u>及び</u> 第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車 <u>若しくは</u> 小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、<u> </u> 当該原動機付自転車 <u>若しくは</u> 小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき <u>又は</u> <u> </u> 当該原動機付自転車 <u>若しくは</u> <u>は</u> 小型特殊自動車に対して、<u>軽自動車税</u> が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識 <u>及び</u> 証明書を返納しなければならない。 10 第3項の標識 <u>及び</u> 第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識 <u>及び</u> 証明書を返納しなければならない。 11 第1項、第2項、第3項 <u>又は</u> 第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、<u>又は</u> ま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損 <u>又は</u> 亡失がその者の故意 <u>又は</u> 過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。 12 第1項、第2項、第3項 <u>又は</u> 第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、<u>又は</u> 不正使用してはならない。 (<u>軽自動車税</u>の減免) 第46条 区長は、<u>軽自動車税</u>の納税者について	5 区長は、第1項 <u>または</u> 第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。 6 (略) 7 第1項、第2項 <u>または</u> 第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項 <u>または</u> 第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車 <u>または</u> 小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。 8 (略) 9 第2項 <u>または</u> 第5項の標識 <u>および</u> 第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車 <u>または</u> 小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、<u>または</u> 当該原動機付自転車 <u>または</u> 小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき <u>若しくは</u> 当該原動機付自転車 <u>または</u> <u> </u> 小型特殊自動車に対して、<u>種別割</u> が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識 <u>および</u> 証明書を返納しなければならない。 10 第3項の標識 <u>および</u> 第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識 <u>および</u> 証明書を返納しなければならない。 11 第1項、第2項、第3項 <u>または</u> 第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、<u>または</u> ま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損 <u>または</u> 亡失がその者の故意 <u>または</u> 過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。 12 第1項、第2項、第3項 <u>または</u> 第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、<u>または</u> 不正使用してはならない。 (<u>種別割</u>の減免) 第46条 区長は、<u>種別割</u>の納税者について

新	旧
て次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)から(3)まで (略) 2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)から(2)まで (略) 2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成	て次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、<u>種別割</u>を減免する。 (1)から(3)まで (略) 2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)から(2)まで (略) 2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成

新	旧
される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 第47条から第66条まで (略) 付 則 第1条から第3条の5まで (略) 第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4 第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の	される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 第47条から第66条まで (略) 付 則 第1条から第3条の5まで (略) 第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の

新	旧
第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) 第3条の6から第5条の2まで (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) 第3条の6から第5条の2まで (略) <u>第5条の3 削除</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の6の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額</u>

新	旧																																																
(軽自動車税_____の税率の特例) 第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による</u>車 両番号の指定（以下この条において「初回 車両番号指定」という。）を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税_____に係 る第39条の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr> <td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第3 9条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>第2号ア</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> </table>	第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第2号ア	6,900円	1,800円	<u>条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table> <tr> <td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr> <tr> <td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr> <tr> <td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr> </table> <u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する 第37条の5（第3号に係る部分に限る。） の規定の適用については、当分の間、同号 中「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。</u> (軽自動車税<u>の種別割</u>の税率の特例) 第6条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> _____車 両番号の指定（以下この条において「初回 車両番号指定」という。）を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係 る第39条の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr> <td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第3 9条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 <u>の種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>第2号ア</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> </table>		第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第2号ア	6,900円	1,800円
第2号ア (イ)	3,900円	4,600円																																															
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円																																															
	1万800円	1万2,900円																																															
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第2号ア (イ)	3,900円	1,000円																																															
第2号ア	6,900円	1,800円																																															
第1号	100分の1	100分の0.5																																															
第2号	100分の2	100分の1																																															
第3号	100分の3	100分の2																																															
第2号ア (イ)	3,900円	4,600円																																															
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円																																															
	1万800円	1万2,900円																																															
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第2号ア (イ)	3,900円	1,000円																																															
第2号ア	6,900円	1,800円																																															

新			旧		
(ウ) a	1 万 800 円	2, 700 円	(ウ) a	1 万 800 円	2, 700 円
第 2 号 ア	3, 800 円	1, 000 円	第 2 号 ア	3, 800 円	1, 000 円
(ウ) b	5, 000 円	1, 300 円	(ウ) b	5, 000 円	1, 300 円
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u> </u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。			3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。		
4 （略） （軽自動車税<u> </u>の賦課徴収の特例）			4 （略） （軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収の特例）		
第7条 区長は、軽自動車税<u> </u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。			第7条 区長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。		
2 区長は、納付すべき軽自動車税<u> </u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日			2 区長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日		

新	旧
現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 _____ に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 _____ の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第8条から第20条まで （略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（軽自動車税に関する経過措置）</u> <u>第2条 改正後の大田区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u> <u>2 この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u> <u>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u> <u>（大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）</u> <u>第3条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。</u> <u>付則第5条中「の種別割」を削る。</u>	現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 <u>の種別割</u> に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 <u>の種別割</u> の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第8条から第20条まで （略）

付則第3条による改正（大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号））新旧対照表

付 則（平成26年9月30日条例第34号）	付 則（平成26年9月30日条例第34号）
改正 平成27年3月31日第40号 平成27年6月29日第45号 令和元年6月27日第5号 第1条から第4条まで （略） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 <u> </u>に係る大田区特別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （表 略） 第6条 （略）	改正 平成27年3月31日第40号 平成27年6月29日第45号 令和元年6月27日第5号 第1条から第4条まで （略） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 <u>の種別割</u>に係る大田区特別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （表 略） 第6条 （略）

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課
徴収の特例に関する条例（昭和28年条例第16号）新旧対照表

新	旧
○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税 _____ の賦課徴収の特例に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基き、軽自動車税 _____ の賦課徴収の方法について大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 （税率） 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する <u>軽自動車税</u> の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 年額 500円 （2） 軽自動車 ア 2輪又は3輪のもの 年額 1,000円 イ 4輪以上のもの 年額 3,000円 （3） 2輪の小型自動車 年額 1,000円 （徴収の方法） 第3条 前条に規定する軽自動車等に対する <u>軽自動車税</u> については、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。 （証紙徴収の手続） 第4条 前条に規定する証紙徴収の方法によつて <u>軽自動車税</u> を納付する場合には、<u>軽</u>	○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税 <u>の種別割</u> の賦課徴収の特例に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基き、軽自動車税 <u>の種別割（以下「種別割」という。）</u> の賦課徴収の方法について大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 （税率） 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する <u>種別割</u> の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 年額 500円 （2） 軽自動車 ア 2輪又は3輪のもの 年額 1,000円 イ 4輪以上のもの 年額 3,000円 （3） 2輪の小型自動車 年額 1,000円 （徴収の方法） 第3条 前条に規定する軽自動車等に対する <u>種別割</u> については、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。 （証紙徴収の手続） 第4条 前条に規定する証紙徴収の方法によつて <u>種別割</u> を納付する場合には、<u>種</u>

新	旧
<u>自動車税</u>の納税義務者は、当該税額を軽自動車税_____納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、<u>軽自動車税</u>を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。 2 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する<u>軽自動車税</u>の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税_____納税済証印による検印を受けた時に消滅するものとする。 （納期） 第5条 <u>軽自動車税</u>の納期は4月11日から同月30日までとする。 2 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>軽自動車税</u>の納期は、区長が定める。 （条例施行の細目） 第6条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>	<u>別割</u>_____の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（<u>種別割</u>）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、<u>種別割</u>を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。 2 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する<u>種別割</u>_____の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税（<u>種別割</u>）納税済証印による検印を受けた時に消滅するものとする。 （納期） 第5条 <u>種別割</u>_____の納期は4月11日から同月30日までとする。 2 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>種別割</u>_____の納期は、区長が定める。 （条例施行の細目） 第6条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。